

## 不利益処分基準（公表用）

様式第 4 号

所管部（局）・課 県民環境部・環境課

法令名	土壌汚染対策法	法令の番号	平成 1 4 年法律第 5 3 号			
不利益処分の種類	土壌汚染調査の報告命令又は報告内容是正命令	根拠条項	第 3 条第 4 項			
処分基準	<p>○法第 3 条第 4 項</p> <p>都道府県知事は、第一項に規定する者が同項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたときは、政令で定めるところにより、その者に対し、その報告を行い、又はその報告の内容を是正すべきことを命ずることができる。</p> <p>土壌汚染対策法施行令（平成 1 4 年政令第 3 3 6 号）第 2 条          （土壌汚染状況調査の結果の報告を行うべき旨又はその報告の内容を是正すべき旨の命令）          法第 3 条第 4 項に規定する命令は、相当の履行期限を定めて、書面により行うものとする。</p>					
対応区分	1 聴聞の実施 2 弁明の機会の付与	処理機関	環境課	交付機関	環境課	目次 NO